

令和5年6月22日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

上記代理人弁護士 金 木 千 恵 先生
同 村 田 彰 子 先生
同 品 谷 圭 佑 先生

株式会社ノジマ

上記代理人弁護士

柴 原

同

安 本 侑 生

令和5年4月3日付け和解書に関する申入書

独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会第02-105号(和)事件について、貴協会と当社は、令和5年4月3日付け和解書（以下「本件和解書」といいます。）のとおり合意いたしました。

しかし、当社のシステム変更が間に合わず、「ご利用規約」第5条第1項の改訂については、令和5年5月末日までに改訂をすることができておりません。

もともと、同年7月末日迄には、システムを変更の上、同項の改訂をすることが可能な見込みとなりましたので、本件和解書を下記のとおり一部変更させていただきたく申し入れます。

記

変更前：「但し、別紙1記載の『ご利用規約』第5条第1項の改訂については、令和5年5月末日までに別紙1記載のとおり改訂する。」

変更後：「但し、別紙1記載の『ご利用規約』第5条第1項の改訂については、令和5年7月末日までに別紙1記載のとおり改訂する。」

何卒よろしくお願ひ申し上げます。